

一般委託業務に 低入札価格調査制度を導入

野田市では、野田市公契約条例第16条第1項の規定及び品質の確保をはかるため、平成24年4月1日以降に契約する清掃、バス運行管理、除草、収集運搬等の委託業務（以下「一般委託業務」という。）の入札において、低入札価格調査制度を導入します。

【低入札価格調査制度とは】

低入札価格調査制度とは、著しく低い入札があった場合に、市が、その価格により仕様内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、適正な履行がなされると判断したときに、その者を落札者とする制度です。

すでに、工事及び測量、建設コンサルタント業務では導入しており、今回の見直しにより制度の適用範囲を拡大するものです。

○適用要件

1 対象業務

予定価格が500万円以上の一般委託業務（賃貸借契約は除く）

2 適用日

平成24年4月1日以降に契約する入札

※平成24年度当初契約（4月1日契約）に係る入札は、契約事務の準備行為として、23年度中に執行しますが、この入札も制度の適用を受けることになります。

調査の実施

低入札価格調査は、入札をした者の額が、市が定める次の調査基準価格を下回った場合に調査を行います。

○調査基準価格

調査基準価格は、次のいずれかの方法で算出した額になります（千円未満切捨て）。

(1) 予定価格の算出が積算基準による場合

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額①から④の合計額

- ①直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

(2) 予定価格の算出が上記(1)以外の場合

予定価格に105分の100を乗じて得た額に10分の8.5を乗じて得た額になります。

失 格

調査基準価格を下回った者のうち、次の基準となる額を下回った場合は失格とします。

○失格判定基準

失格判定基準は、次のいずれかの方法で算出した額になります。（1円未満切捨て）。

(1) 予定価格の算出が積算基準による場合

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額①から④の合計額

- ①直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- ④一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

(2) 予定価格の算出が上記(1)以外の場合

予定価格に105分の100を乗じて得た額に10分の6を乗じて得た額になります。